

定年後嘱託者就業規則

（目的）

第1条 この規定は、株式会社トライフィット（以下「会社」という）の定年後嘱託者再雇用制度について定めるとともに、定年後嘱託者の服務及び就業の条件等を定めるものである。

（定義）

第2条 この規程において「定年後再雇用」とは、就業規則第2条第1項に定める社員が、定年退職し、その勤務が良好の者、および社外者でその技能を特に必要とする者で会社に雇用される者をいう。

（期間の定め）

第3条 再雇用契約の期間は、1年以内とする。

（定年後嘱託者の遵守義務）

第4条 定年後嘱託者は、この規程に定められた義務を誠実に履行し、企業秩序の維持に努めなければならない。

（従事業務）

第5条 定年後嘱託者の業務は、再雇用契約締結の際に会社が決定する。

（担務変更）

第6条 会社は、業務上の必要性がある場合、定年後嘱託者の担当職務の変更を命じることがある。ただし、職種変更に該当する変更は行わないものとする。

（退職）

第7条 定年後嘱託者が次の各号の一に該当するときは、その日を退職の日とし、その翌日に定年後嘱託者としての身分を失う。

- ① 死亡したとき。
- ② 契約期間が満了したとき。
- ③ 会社に連絡がなく30日経過し、会社も所在を知らないとき。

（契約の更新）

第8条 第3条に定める契約期間満了時に、以下の各号に定める基準をすべて満たし、かつ本人が更新希望した場合、満65歳に達した日の属する年度末（3月31日）まで再雇用する。

2 定年後再雇用契約の更新を希望する者は、契約期間満了日の1カ月前までに会社に申し出るものとする。

3 継続雇用後の満65歳以上の者についても、希望する者で会社が必要とし、かつ次の各号に定める全ての要件を満たしている者を70歳まで再雇用する。

- ① 心身ともに健康で、勤務に精励する意欲があること。

- ② 協調性に富んでいること。
- ③ 経験を活かして会社の業績向上に貢献する意欲がある者。

（一般退職）

第9条 就業規則第53条（一般退職）の規程を定年後嘱託者に準用する。ただし、「社員」とあるのは「定年後嘱託者」と読み替える。

（契約の中途解消）

第10条 定年後嘱託者が就業規則第51条（解雇）に定められた解雇事由に該当する場合には、契約期間中といえども雇用契約を解消する。

（労働時間）

第11条 定年後嘱託者の始業・終業時刻、休憩時間は個別の雇用契約で決定する。

（勤務日・休日）

第12条 定年後嘱託者の勤務日、休日は個別の雇用契約で決定する。

（年次有給休暇）

第13条 定年後嘱託者の年次有給休暇は、労働基準法第39条の定めのとおりとする。

（勤務にかかる注意事項）

第14条 就業規則第41条（勤務にかかる注意事項）の規程を定年後嘱託者に準用する。

（給与）

第15条 給与は、定年後嘱託者との再雇用契約締結時に職種、業務遂行能力等を考慮して決定する。

2 給与は、全額通貨で直接定年後嘱託者に支払う。ただし、本人の同意を得て、銀行振込にて各自の指定する本人の預金口座に振り込むことがある。

3 給与は、当月1日から末日までとし翌月20日に支払う。尚、支給日が会社の休日に当たる場合は、その前日に繰り上げて支給する。

4 賃金の支給に際しては、法令又は労使の協定により、必要と認める以下に掲げるものは控除する。

- 1) 社会保険料
- 2) 雇用保険料
- 3) 所得税
- 4) その他の労使の協定により控除することを認めたもの

（昇給）

第16条 定年後嘱託者に対し、定期昇給は行わない。

（賞与）

第17条 賃金規定第9条（賞与）の規定を定年後嘱託者に準用する。ただし、「社員」とあるのは「定年後嘱託者」と読み替える。

（退職金）

第18条 定年後嘱託者に対し、退職金は支給しない。

（服務心得）

第19条 就業規則第36条（服務心得）の各規定を定年後嘱託者に準用する。ただし、「社員」とあるのは「定年後嘱託者」と読み替える。

（秘密保持義務）

第20条 企業秘密保持義務は、第40条（秘密保持義務）の各規定を定年後嘱託者に準用する。ただし、「社員」とあるのは「定年後嘱託者」と読み替える。

（安全及び衛生）

第21条 就業規則第11章（安全及び衛生）の各規定を定年後嘱託者に準用する。ただし、「社員」とあるのは「定年後嘱託者」と読み替える。

（災害補償）

第22条 就業規則第10章（災害補償）の各規定を定年後嘱託者に準用する。ただし、「社員」とあるのは「定年後嘱託者」と読み替える。

（育児・介護休業等）

第23条 定年後嘱託者のうち、別に定める「育児・介護休業等に関する規定」の要件を満たす者については、育児・介護休業等の適用を受けることができる。

（教育）

第24条 就業規則第6章（教育）の規程を定年後嘱託者に準用する。

付則

- 1 この規則は平成25年11月1日から施行する。
- 2 平成26年9月1日付、一部改定する。
- 3 平成29年4月1日付、一部改定する。